

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 2 月 7 日(火)午前 9 時 00 分から午前 11 時 7 分

2. 開催場所 役場 2 階第 7・8 会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1 番	有賀 勝英
会長職務代理者	2 番	宮原 光平
委員	3 番	原 美子
	4 番	宮澤 依子
	5 番	中村 良治
	6 番	小島 敏雄
	7 番	新村 幸子
推進委員		中村 脩司
		小澤 清之
		中條 清春
		栗林 秀樹
		福島 正一郎
		漆戸 裕司
		古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第 1 号 農地法の規定に基づく許可について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項

(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫

書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためましておはようございます。一昨日は久しぶりに雪となりまして、箕輪や塩尻は全然なく、ここと岡谷のほうだけが降ったということです。雪も降ってもらいたいけれど、雪かきも軽く済むような降り方をしてもらいたいと思うわけです。農業委員会の2016年の農地の移動状況ということで新聞に載っておりますけれど、半分以上が太陽光、宅地、駐車場、工場というふうになっております。太陽光も売電価格は当初の半分近くになっていて、それと荒廃農地が増えていると非常に大きな課題になっていて、そんな状況がまだ続くのではないかと思います。それでは2月の農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

あらためておはようございます。次第を見ていただければ、行事もございますので、慎重審議のうねスムーズにいきますようによろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

5番の中村委員さんと6番の小島委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは4番の議事に入ります。事務局お願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～3番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。こちらは、1月の総会において農地法第3条目的の買受適格者証明願でご審議いただいた件でございますが、申請者に売却が決定されたため3条の申請が出てまいりました。

大字伊那富・・・番、面積1132㎡を、辰野町大字伊那富・・・番にお住まいのAさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等

を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は142㎡で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは宮原委員さんお願いします。

<宮原職務代理>

この件は12月に原委員と私と見て、公売の決定後に再度書類等で確認をいたしたところであります。(場所の説明)。天竜川の杭と地籍調査の杭がしっかり入っておりまして、境界上は問題ないと確認してきましたが、ご審議のほどお願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がありましたらお願いします。よろしいですかね？それでは農業委員さん、挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それではこの件は了承されました。次に4条についてお願いします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、地図は1枚目の裏をご覧ください。小野の案件でございます。辰野町大字小野・・・番にお住まいのAさん所有の、大字小野・・・番、地目は畑、面積782㎡に、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。申請者は太陽光発電施設を設置し土地の有効活用を図りたい計画であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設がありますので、農地法第4条6項①ロ(1)第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見書をいただいております。

2番、地図は2枚目の表をご覧ください。上辰野の案件でございます。辰野町大字辰野・・・番にお住まいのBさん所有の、大字辰野・・・番、地目は畑、面積459㎡に、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。申請者は高齢となったため太陽光発電施設を設置し土地の有効活用を図りたい計画であります。申請地は山林及び宅地に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がり

ない農地であり、農地法第4条第6項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、宮原代理、栗林推進委員から意見書をいただいております。

3番、地図は2枚目の裏をご覧ください。上辰野の案件でございます。辰野町大字伊那富・・・番にお住まいのCさん所有の、大字辰野・・・番、地目は畑、面積354㎡に、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。申請者は高齢となったため太陽光発電施設を設置し土地の有効活用を図りたい計画であります。申請地は山林及び宅地に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第4条第6項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、宮原代理、栗林推進委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは1番の小野の件について、中村委員お願いします。

<中村委員>

内容につきましては事務局の説明にありました通りです。1月16日に中村推進委員と現地を確認しました。当日は建設工事請負会社のD氏も現場を確認しました。町道に隣接する土地でありまして、上下水道とも完備しておりまして、なんら支障がないと認めました。太陽光の枚数ですが、168枚を予定しております。

<有賀会長>

この件についてご質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですかね。では農業委員の方挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。続きまして2番目の上辰野の件に関して、栗林推進委員さんお願いします。

<栗林推進委員>

1月26日9時から現地を宮原委員と確認しました。地図を見ていただくと(場所の説明)、1枚の畑を分筆したところですが。傾斜地でありまして、1枚の大きい畑が4段くらいになっていまして、その中間のところへ太陽光発電を建てるということで申請ができました。今回のためにあらためて分筆をしたということで、土地家屋調査士も立会いまして、杭も打っております。以上であります。

<有賀会長>

ありがとうございました。何かご質問ありましたら、よろしいですかね？それでは農業委員の方挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは3番目の件について栗林推進委員をお願いします。

<栗林推進委員>

1月23日に同じく宮原委員と現地を立会いしました。(場所の説明)。ここも傾斜地でして、耕作が一部しづらいというような状況を本人から聞いております。境については国調の杭がありまして、道路についても他の農地、住宅等については影響ないと判断しました。以上です。

<有賀会長>

この件につきまして何かご質問ありましたら、よろしいですかね。では挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次に5条についてお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、賃借権の設定でございます。地図は3枚目の表をご覧ください。

東京都練馬区高野台・・・番にお住まいのAさん所有の、大字小野・・・1番、地目は田、面積2847㎡を、長野市・・・番地のB株式会社が貸借し、工事用地(ヘリポート)を新設するための申請でございます。借受人は、電気事業を営む業者であり、送電線の建替工事のため申請地を6ヶ月間借受け、ヘリポートとして利用したい計画であります。6ヶ月間の一時転用でありますので、使用後は現状回復し、所有者に返却します。

申請地は10ha以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号イの農振農用地(青地)ではありますが、代替性がなく、一時的な利用であるため、農振除外の必要はなく、許可はやむを得ないと判断いたします。この件につきましては、中村推進委員、小澤推進委員から意見書をいただいております。

<中畑事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は3枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番にお住まいの C さん所有の、伊那富・・・番、地目は田、面積 380 m²を、辰野町大字伊那富・・・番にお住まいの D さん・E さんが共有名義で取得し、住宅を新築するための申請であります。譲受人は義理の親子(娘の夫)であり現在同居しておりますが、手狭なため娘夫婦の住宅を建てたい計画であります。申請地は第 2 種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロの(1)の第 3 種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは 1 番の説明を中村推進委員お願いします。

<中村推進委員>

ただいまの議案につきましてご説明申し上げます。12 月 14 日に小澤推進委員と現地を確認いたしました。工事責任者担当の F さんという方も同行しました。(場所の説明)、工事のための申し出がありました。区長をはじめ地主、耕作者ともに理解をいただき、問題がないと思いました。周りは水田地帯で、民家の上空を飛ばないということで、支障はないと判断いたしました。よろしくをお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございましたらあげていただきたいと思います。よろしいですかね?じゃあ挙手で。(全員挙手)ありがとうございました。それでは 2 番目の件ですけれど、宮原代理お願いします。

<宮原職務代理>

1 月 18 日に原委員と私が確認いたしました。(場所の説明)。上の部分が F 社の駐車場で、境界のコンクリート壁が立会いの下に入れたということです。片面は町道、両側は宅地でしっかり境界を作っているため問題ないということです。町道で下水道が埋設されているので問題はないと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問ありましたら。よろしいですかね。では挙手で。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次お願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計 31 件、48 筆、面積は 59,526 m²です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

よろしいですかね。では挙手で。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次お願いします。

報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項、(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、合意解約でございますが 3 件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりますので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

この件について何かご質問ありますか？なければ次お願いします。

その他

○「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について(中畑事務局次長)

○「別段面積」について(事務局 横内)

○次回委員会開催日:3月6日(月) 午前9時00分から 役場2階第7・8会議室

○今後の予定

2/22(水) 農業委員会活動活性化セミナー

2/27(月) 上伊那ファーマーズの集い

祝賀会・懇親会

○農地申請集計について(たつの新聞掲載記事添付)

○食の革命プロジェクト 地域食材 PR イベントについて

○水田台帳、農地台帳を2月下旬に転作確認委員さんを通じて配布する旨の説明。

○来期の活動について

→次回農業委員会時に再度話し合い

○人・農地プラン地区懇談会について

○「平成30年以降の長野県の水田農業はこうなります」について(JAの資料添付)

○農業新聞、購読者募集について

(閉会)

<宮原職務代理>

今日の総会はいろいろ検討することがありまして、一番大きいのは農地の下限面積の変更ということで、何十年来続いてきた農業委員会としての方向転換、結論をだすということになろうかと思えます。空き家バンクに関しては別のことだけれど同じような方向で考えて、農業と全体のバランスをとっていくようなことが含まれていると思えます。

大変ご苦勞様でございました。閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印